

平成 1 9 年第一回都議会定例会

監 査 委 員 報 告

平成 1 9 年 2 月 7 日

監査委員を代表いたしまして、過去 1 年間に実施した監査の結果について、報告申し上げます。

昨年は、これまでの長年にわたる財政再建の取組みが実を結ぶとともに、新公会計制度が 4 月から導入され、都財政にとって節目となる年でありました。

ご承知のとおり、監査委員の役割は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう監査することにあります。

この 1 年間は、6 3 6 か所で監査を実施し、問題点の指摘は 2 2 0 件、不経済支出等の合計は約 3 億円であります。

それでは、監査結果の報告に入ります。

定例監査、行政監査、工事監査など多岐にわたる監査のうち、まず定例監査から報告いたします。

定例監査は、都の行財政全般を対象とした最も基本的な監査です。本庁のすべての部と事業所の半数、計 4 8 1 か所を対象としました。都の事務、事業が適正に行われているかを監査し、今回は、さらに、収入未済金について重点的に監査を行いました。

収入未済金は一般会計において 1 , 1 9 4 億円であり、これに特別会

計及び公営企業各会計の未収金を合計すると1,435億円と、依然として高額となっています。その主なものは都税ですが、そのほか、都営住宅使用料や各種貸付金の返済など、多種にわたっています。こうした収入未済金は、各局の滞納整理の強化により減少しつつあります。しかしながら、一部の局においては、督促を適切に行っていなかったり、滞納者の支払能力の有無といった状況調査が行われていないなど、債権管理が適切に行われていない事例が見受けられました。

多額の収入未済金の発生は、負担の公平を欠き、都政への信頼を損なうこととなります。各局には債権管理を徹底し、収入未済金の縮減に一層努力されるよう求めました。

次に、行政監査について申し上げます。

行政監査は、都の特定の事務や事業を対象として、経済的、効率的、効果的に行われているかという観点を主眼として行う監査であります。今回は、病院の収入管理及び、各局共通の事項である都の土地及び建物の管理の2点について監査を実施しました。

病院の収入管理については、システムの運用管理も含めて監査を実施しました。なお、監査に当たっては、外部のシステム監査人に調査を一部委託することにより、内容の充実を図りました。

この結果、システムが必要な機能を備えていないために、診療報酬にかかる未収金の情報が常時把握できていない事例や、逆に必要な機能を備えているのに有効に活用せず、従前どおり手作業で事務処理が行われている事例などが見られました。システムを活用した収入管理など、事務執行のあり方について見直しを求めました。

次に、都の土地及び建物の管理についてであります。土地や建物は、都民共通の財産として適正な管理はもちろんのこと、有効な活用を図るべきものであります。しかしながら、監査の結果、都営住宅の高層化により生じた用地が、更地のまま活用されていなかった事例や、レインボーブリッジに設置された2つの展望室が、利用者減少により、長期にわたって閉鎖されていた事例などが見られました。各種の制約から活用が進まない現状を打開するため、長期的な利活用の方針の策定などについて検討を求めました。

次に、工事監査について申し上げます。

工事監査は、100万円以上の工事を対象として、その約1割、1,436件について実施しました。

指摘した内容は、工事費の積算の誤りが大半を占め、不注意などによるものが少なくありませんでした。

例えば、路面改良工事の積算で、基準より割高な施工方法で費用計上する一方で、必要な経費を計上しなかったことにより、過大積算と過少積算の両方が発生した事例がありました。チェック体制を強化するとともに、再発防止の徹底を求めました。

また、高所作業を伴う工事では、作業の安全をより高めるために、足場の組み立てに先立って手すりを設置するよう定められていましたが、これが守られていませんでした。人命にかかわることであり、工事の安全確保の徹底を求めました。

次に、都の出資団体や補助金交付団体に対する監査について申し上げます。

監査を実施したのは、出資団体 13 か所、補助金交付団体 134 か所及び公の施設の管理受託団体 8 か所であります。

出資団体についてみたところ、多摩都市モノレール株式会社では、支払利息の負担が大きく、厳しい経営状況が続いています。乗客数の増加や経費削減により、営業損益は黒字に転換していますが、今後ともより一層の経営改善に取り組むよう求めました。

また、補助金交付団体についてみたところ、私立学校や社会福祉施設において補助金額の請求に誤りがありました。各局及び団体には、会計

処理を適正に行うよう求めました。

次に、決算審査について申し上げます。

平成17年度決算について、計数を確認するとともに、予算執行や資金管理、財産管理の面からも検証しました。新公会計制度を円滑に機能させていく上で、財産管理は特に重要であることから、重点的に審査を行いました。その結果、土地で3万2千平方メートル、建物で1万4千平方メートルもの登載の誤りがあり、現在高の把握を適正に行うよう求めました。

このほかに、平成18年は16件の住民監査請求があり、このうち請求が法的要件を満たしている、公用車の使用に要した経費の返還を求めた請求など6件について、監査を実施しました。

ここで、監査結果に対する改善状況について申し上げます。

これまで述べてきた監査は、指摘した問題点が改善されてはじめて目的を達成します。このため、各局には、指摘を受けてどのように改善したかの報告を求めています。

過去3年間に行った指摘について見ると、これまでに9割弱が改善さ

れています。売却予定地を事務所の駐車場として長年使用していた事例を昨年指摘しましたが、購入希望者を公募し入札した結果、4億6,700万円で落札されたとの報告がありました。

以上、この一年間に実施した監査について述べてまいりました。

監査の結果、総じて言えることが二点あります。

第一に、日常の事務処理が担当者のみで進められ、組織内部のチェック体制が十分に機能していなかったために、事務処理の誤りが発生しても見過ごされている事例が少なからず見受けられたことです。

第二に、長年、懸案となっている課題の中には、所管だけでは解決困難なものが少なくありません。こうした懸案事項について、組織をあげて解決に向けて取り組む体制が不十分であることです。

管理者の皆様には、組織の責任者として先頭に立ち、職員の意識改革を促すとともに、組織として常に問題意識を持ち、課題に取り組む体制づくりに努められるよう望みます。

昨年12月に、都は、「10年後の東京」を発表し、より高度に成熟した東京を目指す都市戦略を明らかにしました。新たな政策展開には、効率的、効果的な都政運営が基本となります。

いよいよ今年は、新公会計制度による最初の財務諸表が作成されます。監査委員としても、都政運営がより効率的に行われるよう、新たに得られるコスト情報等も活用して、監査の充実に努めてまいります。

最後に、私ども4名の監査委員は、都政が公正かつ効率的に運営されるよう、これからも、監査委員の使命を全力で果たしていく決意であることを申し上げ、報告を終わります。